

平成25年 8月30日から 『特別警報』の発表を開始します

■問い合わせ

佐賀地方気象台 防災業務課 ☎32-7026
 多久市 防災安全課 ☎75-2181

気象庁では、大雨・暴風・高潮や地震、津波などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけています。より甚だしい大雨や大きな津波等が予想され、重大な災害による危険性が著しく高まった際には、特別な警戒を呼び掛けるため、新たに「特別警報」を発表します。

特別警報の対象とする現象

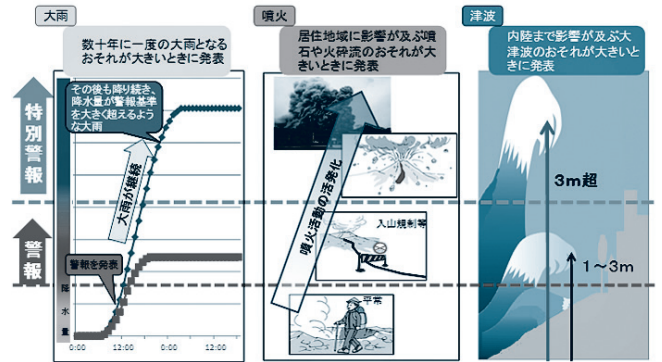
「東日本大震災」や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、犠牲者5,000人以上を出した「伊勢湾台風」、九州北部に甚大な被害をもたらした、死者・行方不明者合わせて32人を出した「平成24年7月九州北部豪雨」等が該当します。

特別警報が発表されたら

特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の状況や、避難指示・勧告等に留意し、**ただちに命を守るための行動をとってください。**

また、大雨等の被害を防ぐには、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとることが**あなたや家族の命を守ります。**

「特別警報」イメージ



特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>

多久市農業委員会

新委員に 測上楠雄さん



農業委員会は「農業委員会等に関する法律」の規定により直接農業者から選出される選挙委員と市議会・農業協同組合等から推薦され、市長が選任する選任委員で構成される行政委員会です。

選任委員である小城多久地区農業共済組合理事の任期満了による交替に伴い、新しい委員に測上楠雄さんが選任されました。

測上委員の任期は、前任者の残り期間の6月1日から平成26年7月19日までです。

■問い合わせ 農業委員会事務局

☎75-4831

お盆のお供え物などは川に流さないでください (精霊流し、お供え物を川に流すことは不法投棄になります)

昔から、お盆になると川にお供え物を流す風習がありますが、そのことで川が汚れるだけでなく下流域の漁業等に支障を与えることとなります。環境を守るため、川にお供え物な

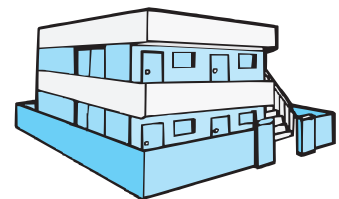
ど流さないよう、みなさんのご協力をお願いします。

■問い合わせ

市民生活課 生活環境係

☎75-6117

住民票の住所表示に『方書』が追加されます



〇〇ハイツ
 〇〇〇号室
 など

10月から、アパートなど集合住宅にお住まいの人の住民票に、アパート名や部屋番号など『方書』が記載されるようになります。

これに伴い、該当する人には記載する内容を確認していただくため、通知書をお送りします。記載内容に誤りがないかを確認し、誤りがある場合は、変更内容等を記入し、同封している返信用封筒に入れて返送してください。

■問い合わせ 市民生活課 窓口係

☎75-6116